

船舶事故調査報告書

平成23年2月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成22年5月1日（土） 16時30分ごろ～18時20分ごろの間）
発生場所	愛知県豊川市御幸浜西側護岸沖 愛知県蒲郡市三河港ラグナマリーナ海陽西防波堤灯台から真方位093° 3,000m付近 （概位 北緯34° 48.2′ 東経137° 18.0′）
事故調査の経過	平成22年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{やましゅう} 山修丸、5トン未満 240-21991愛知、個人所有 6.17m (Lr) × 1.77m × 0.75m、FRP ガソリン機関、51kW、昭和63年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年7月26日 免許証交付日 平成20年5月12日 （平成26年3月14日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船底部亀裂
事故の経過	本船は、船長1人が乗り組み、平成22年5月1日16時30分～17時00分ごろ、刺し網を設置する目的で、愛知県豊橋市佐奈川河口付近の係留地を出航した。 本船は御幸浜西側護岸沖で転覆した状態で浮いているところを、また、船長は付近の海面でうつ伏せの状態で見えているところをそれぞれ通行人によって発見され、18時20分ごろ警察に通報された。 船長の死因は、頭部を強打したことによる外傷性脳出血と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4～5、視界 良好 海象：波高 約30cm、海面水温 約15℃、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、本事故当時、体調不良を訴えていなかった。 船長が刺し網を設置していたと思われる場所は、三河湾の奥で潮の流れがあまりなく、船長及び本船が発見された場所の約180m沖であった。 船長は、発見されたとき、救命胴衣を着用しておらず、右胸部、両手、右足及び下腿に打撲痕が認められた。 医師は、転落ないしは転倒により頭部を強打したものと推察されるが、

	<p>確定ではないと検案書に付記している。</p> <p>御幸浜西側護岸の底部付近には、海苔などが付いた捨て石があった。</p> <p>本船は、発見されたとき、船底に縦方向の亀裂及び擦過傷があり、プロペラに刺し網の一部が巻き付いていた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>死因は、外傷性脳出血であった。</p> <p>本事故の発生場所は、本船のプロペラに刺し網の一部が巻き付いていたこと、船長と本船がほぼ同じ場所で発見されたこと、及び船長が刺し網を設置していたと思われる場所は三河湾の奥で潮の流れがあまりないことから、御幸浜西側護岸沖であったものと考えられる。</p> <p>本船は、16時30分ごろに佐奈川河口付近の係留地を出航し、その後、船長が転覆した本船付近の海面でうつ伏せ状態で浮いているところを発見され、18時20分ごろに通報されていることから、この間において、船長が頭部を強打したことにより外傷性脳出血を発症したものと考えられるが、右半身及び両手の打撲痕並びに船底の損傷及び本船の転覆との関係が不明であり、発症に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	不明	判明した事項の解析	<p>死因は、外傷性脳出血であった。</p> <p>本事故の発生場所は、本船のプロペラに刺し網の一部が巻き付いていたこと、船長と本船がほぼ同じ場所で発見されたこと、及び船長が刺し網を設置していたと思われる場所は三河湾の奥で潮の流れがあまりないことから、御幸浜西側護岸沖であったものと考えられる。</p> <p>本船は、16時30分ごろに佐奈川河口付近の係留地を出航し、その後、船長が転覆した本船付近の海面でうつ伏せ状態で浮いているところを発見され、18時20分ごろに通報されていることから、この間において、船長が頭部を強打したことにより外傷性脳出血を発症したものと考えられるが、右半身及び両手の打撲痕並びに船底の損傷及び本船の転覆との関係が不明であり、発症に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	不明								
判明した事項の解析	<p>死因は、外傷性脳出血であった。</p> <p>本事故の発生場所は、本船のプロペラに刺し網の一部が巻き付いていたこと、船長と本船がほぼ同じ場所で発見されたこと、及び船長が刺し網を設置していたと思われる場所は三河湾の奥で潮の流れがあまりないことから、御幸浜西側護岸沖であったものと考えられる。</p> <p>本船は、16時30分ごろに佐奈川河口付近の係留地を出航し、その後、船長が転覆した本船付近の海面でうつ伏せ状態で浮いているところを発見され、18時20分ごろに通報されていることから、この間において、船長が頭部を強打したことにより外傷性脳出血を発症したものと考えられるが、右半身及び両手の打撲痕並びに船底の損傷及び本船の転覆との関係が不明であり、発症に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が御幸浜西側護岸沖に到着したのち、船長が外傷性脳出血を発症したことにより発生したものと考えられる。</p>								